

## 役務契約書（案）

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 物 件 名   | 建設機械等チャーター単価契約（能代・山本地区）          |
| 2 作 業 場 所 | 秋田県山本郡八峰町八森字真瀬沢国有林 173 林班外       |
| 3 履 行 期 間 | 自：契約締結の翌日から<br>至：令和 7 年 9 月 30 日 |
| 4 契約予定金額  | ¥<br>（うち消費税及び地方消費税の額 円）          |
| 5 契約保証金   | 免除                               |
| 6 特 約 事 項 | 別紙 1 のとおり                        |

上記の役務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 7 年 4 月 日に交付した役務契約約款によって公正な役務契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 秋田県能代市御指南町 3-45  
分任支出負担行為担当官  
米代西部森林管理署長 小野寺 靖久

受注者

## 別紙 1

### 特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

### 記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

#### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、役務契約約款第 11 条により対応する。

## 仕様書

1. 約款第3条に記載された業務計画表については、運転実施計画書に読み替える。
2. 約款第4条の契約の保証については、免除とする。
3. 約款第8条受注者の担当者については、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者は、これを兼ねることができる。
  - 2 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
4. 契約の満了については、契約期間満了の日以前に、契約書記載の契約金額に達した場合は、その予定金額に達した時をもって本契約は満了したものとみなす。
5. 発注者は、運転実施計画に基づき、受注者に運転実施を指示する。
  - 2 発注者は、緊急を要する場合であって、運転実施計画書に明示されていない運転を必要とするときは、前項の規定にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではない。
  - 3 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限り、運転時間に算入するものとする。
  - 4 受注者は、その責に帰する事由又は機械の故障等のため、当該機械の運転が不可能となり、発注者の事業実施に支障を及ぼすときは、受注者の負担によりすみやかに他の機械を当該場所に運送しなければならない。
6. 発注者は、受注者の運転の内容について、1日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。
  - 2 5の3により発注者の認めない運転時間、5の4に基づく運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。
7. 約款第17条の検査及び引渡しについては、発注者は受注者の運転が終了したときは、受注者の立会をえて、作業実施要領及び運転実施計画書等に基づき、10日以内に検査を行わなければならない。
8. 約款第18条の業務請負金の支払いについては、発注者は、受注者の運転実績に基づいて、7の規定により確認された運転時間数に、契約書記載の契約単価を乗じて得た金額について、受注者の適法な支払請求書を発注者が受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

ただし、受注者は、チャーター期間中であっても、検査済既部分に対し、月1回

を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。

- 2 前項の支払いの対象となる運転時間は15分を単位とし、29分以下は15分に、44分以下は30分に、59分以下は45分に、それぞれみなすものとする。ただし、14分以下はこれを切捨てるものとする。

9. 発注者は次に掲げる理由が生じて事業内容を変更する必要があるときは、発注者受注者が協議して契約の変更を行うことができるものとする。

- 1 チャーター期間内であって、契約予定金額に達しても予定の作業が終了できないと判断したとき。
- 2 契約以外の建設機械等を使用する必要があるとき。

#### 契約内訳

| 機種、工種         | 規格                 | 予定時間等(時間、回、延長) | 契約単価 | 予定金額 | 備考                      |
|---------------|--------------------|----------------|------|------|-------------------------|
| バックホウ         | 0.45m <sup>3</sup> | 500h           |      |      |                         |
| ダンプトラック       | 4t                 | 28h            |      |      |                         |
| 機械輸送経費(バックホウ) | 10km未満             | 2.5回           |      |      | 片道10kmを往復した20kmまでを1回とする |
| 機械輸送経費(バックホウ) | 10km以上<br>20km未満   | 2.0回           |      |      | 片道20kmを往復した40kmまでを1回とする |
| 機械輸送経費(バックホウ) | 20km以上<br>30km未満   | 1.0回           |      |      | 片道30kmを往復した60kmまでを1回とする |
| 機械輸送経費(バックホウ) | 30km以上<br>40km未満   | 0.5回           |      |      | 片道40kmを往復した80kmまでを1回とする |
| 計             |                    |                |      |      |                         |
| 消費税(10%)      |                    |                |      |      |                         |
| 合計            |                    |                |      |      |                         |

